



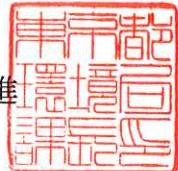
31環改保第67号

平成31年4月15日

各 位

東京都環境局環境改善部

環境保安課長 新井 進



平成31年度東京都省エネ型ノンフロン機器普及促進事業の利用について

日頃から、東京都の環境行政にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

東京都では、冷媒にフロン類を使用しない「省エネ型ノンフロンショーケース」の普及を後押しするため、中小事業者等に対する補助事業を実施しております。

貴団体の会員様に、本補助事業をぜひご利用いただけますよう、会員誌への掲載など会員様への周知等のご協力をよろしくお願ひいたします。

補助事業の詳細ホームページ

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/safety/cfc/index.html>

【お問い合わせ先】

東京都環境局環境改善部

環境保安課フロン対策担当

電話 03-5388-3471（直通）

～ 冷凍・冷蔵ショーケースの購入を検討のみなさまへ ～

ノンフロン機器



に都補助金が出ます！

第一種特定製品（業務用の冷蔵・冷凍・空調機器）などに冷媒として使用されているフロン類は、オゾン層の破壊や地球温暖化など、環境に悪影響を及ぼすことが確認されており、フロン排出抑制法では、管理者は機器の点検等の取組が義務付けられています。

！点検の負担をなくすにはノンフロンです！

近年市場に出回っている業務用の冷蔵・冷凍機器は、環境影響の少ないノンフロン冷媒を使用しており、さらに省エネも進んでいます。

経済性も考慮していただき、「ノンフロン機器」の購入をご検討ください。



東京都では、2019年4月から次の機器に対する補助を実施します。ご活用ください。
【補助の内容】

①	補助対象者	中小事業者及び個人の事業者（リースする場合も含む。） ※冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場を除く。
②	補助対象機器	省エネ型ノンフロン冷凍冷蔵ショーケース
③	補助条件	・都内の事業所に設置されること。 ・未使用品であること。 ・2020年3月13日までの間に設置完了されること。
④	補助対象経費	補助対象機器の設置に係る経費（工事費等を含む）
⑤	補助金の額	設置に係る経費の1／3 ※国等の補助がある場合は、その額を除いた額
⑥	限度額	1台あたり500万円、1事業者あたり1,500万円まで。
⑦	申請期限	2020年3月6日まで

制度の詳細については、下記ホームページをご参照ください。

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/safety/cfc/index.html>

お問合せ先

東京都環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当 電話 03-5388-3471

フロン排出抑制法

フロン類を含む機器は適切な管理が義務付けられています

フロン類を含む機器の使用に関する義務

■機器の点検の実施

全ての機器について簡易点検を実施（3月に1回以上）。さらに一定規模以上の機器については、専門家による定期点検を実施

定期点検対象	圧縮機に用いられる電動機の定格出力	点検の頻度
業務用冷凍冷蔵機器	7.5 kW以上	1年に1回以上
業務用工アコン	50 kW以上	1年に1回以上
	7.5 kW以上 50 kW未満	3年に1回以上

■点検等の履歴の保存

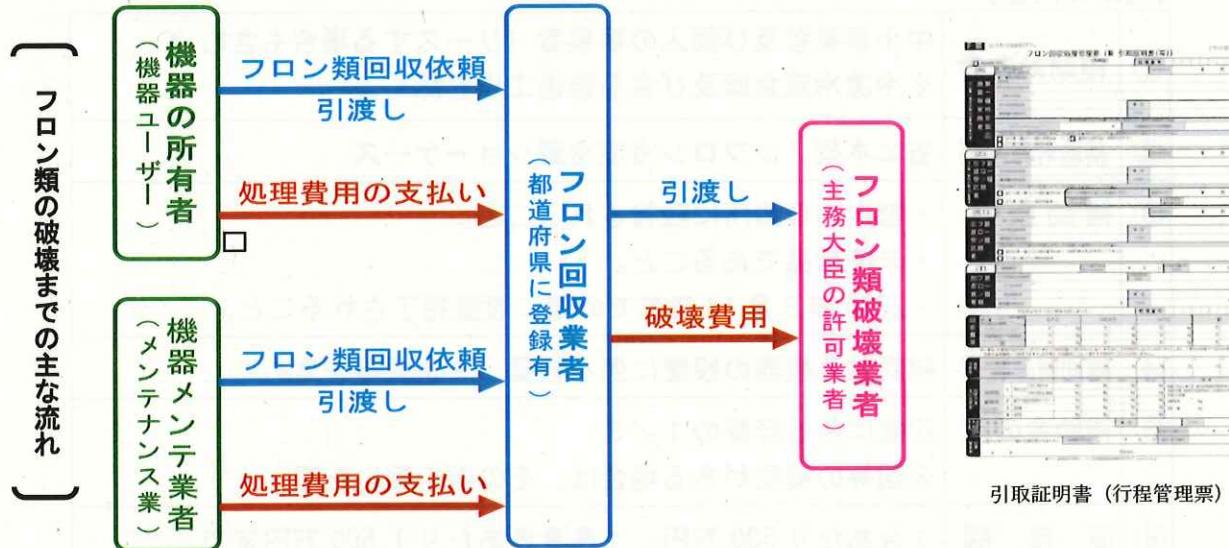
機器の点検・整備の履歴について機器ごとに記録簿に記録、廃棄までの記録簿の保存

フロン類を含む機器の廃棄に関する義務

機器の撤去・解体に伴ってフロン類を大気に放出しないように適切に回収

■機器を廃棄する者は

- 機器中の冷媒フロン類を都道府県知事の登録を受けた回収業者に引き渡し
- 回収を依頼する書面を交付、その写しを保存（3年間）
- 回収事業者から交付された引取証明書を保存（3年間）
- フロン類の回収・運搬・破壊に要する費用を負担



フロン排出抑制法の義務に違反した者に関しては、以下のような罰則があります。

- フロン類をみだりに放出した場合 ····· 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の対象
- 機器の使用・廃棄等に関する義務について、··· 50万円以下の罰金の対象
都道府県知事の命令に違反した場合

お問合せ先

東京都環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当 電話 03-5388-3471

～ 冷凍・冷蔵ショーケースの購入を検討のみなさまへ ～



ノンフロン機器

に都補助金が出ます！

第一種特定製品（業務用の冷蔵・冷凍・空調機器）などに冷媒として使用されているフロン類は、オゾン層の破壊や地球温暖化など、環境に悪影響を及ぼすことが確認されており、フロン排出抑制法では、管理者は機器の点検等の取組が義務付けられています。

！点検の負担をなくすにはノンフロンです！

近年市場に出回っている業務用の冷蔵・冷凍機器は、環境影響の少ないノンフロン冷媒を使用しており、さらに省エネも進んでいます。経済性も考慮していただき、「ノンフロン機器」の購入をご検討ください。



東京都では、2019年4月から次の機器に対する補助を実施します。ご活用ください。

【補助の内容】

①	補助対象者	中小事業者及び個人の事業者（リースする場合も含む。） ※冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場を除く。
②	補助対象機器	省エネ型ノンフロン冷凍冷蔵ショーケース
③	補助条件	・都内の事業所に設置されること。 ・未使用品であること。 ・2020年3月13日までの間に設置完了されること。
④	補助対象経費	補助対象機器の設置に係る経費（工事費等を含む）
⑤	補助金の額	設置に係る経費の1／3 ※国等の補助がある場合は、その額を除いた額
⑥	限度額	1台あたり500万円、1事業者あたり1,500万円まで。
⑦	申請期限	2020年3月6日まで

制度の詳細については、下記ホームページをご参照ください。

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/safety/cfc/index.html>

お問合せ先

東京都環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当 電話 03-5388-3471

フロン排出抑制法

フロン類を含む機器は適切な管理が義務付けられています

フロン類を含む機器の使用に関する義務

■機器の点検の実施

全ての機器について簡易点検を実施（3月に1回以上）。さらに一定規模以上の機器については、専門家による定期点検を実施

定期点検対象	圧縮機に用いられる電動機の定格出力	点検の頻度
業務用冷凍冷蔵機器	7.5 kW以上	1年に1回以上
業務用エアコン	50 kW以上	1年に1回以上
	7.5 kW以上 50 kW未満	3年に1回以上

■点検等の履歴の保存

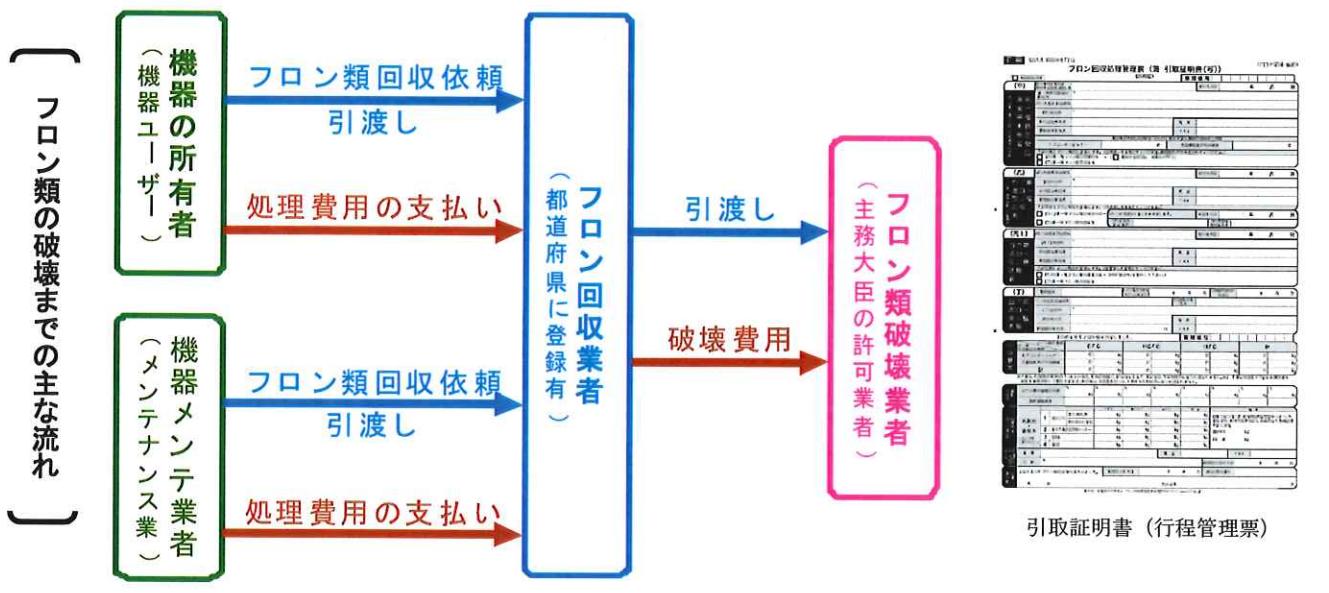
機器の点検・整備の履歴について機器ごとに記録簿に記録、廃棄までの記録簿の保存

フロン類を含む機器の廃棄に関する義務

機器の撤去・解体に伴ってフロン類を大気に放出しないように適切に回収

■機器を廃棄する者は

- 機器中の冷媒フロン類を都道府県知事の登録を受けた回収業者に引き渡し
- 回収を依頼する書面を交付、その写しを保存（3年間）
- 回収事業者から交付された引取証明書を保存（3年間）
- フロン類の回収・運搬・破壊に要する費用を負担



フロン排出抑制法の義務に違反した者に関しては、以下のような罰則があります。

- フロン類をみだりに放出した場合・・・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の対象
- 機器の使用・廃棄等に関する義務について、・・・50万円以下の罰金の対象
都道府県知事の命令に違反した場合

お問合せ先

東京都環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当 電話 03-5388-3471



平成 31 年 4 月 11 日
環 境 局

省エネ型ノンフロンショーケースの導入補助を開始します

フロン類は、オゾン層の破壊や地球温暖化など、環境に悪影響を及ぼすことが確認されています。東京都では、冷媒にフロン類を使用しない「省エネ型ノンフロンショーケース」の普及を後押しするため、当該機器の導入に対する補助を開始します。

【補助事業の内容】

①	補助対象者	中小事業者及び個人の事業者（リースする場合も含む。） ※冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場を除く。
②	補助対象機器	省エネ型ノンフロン冷凍冷蔵ショーケース
③	補助条件	<ul style="list-style-type: none">・都内の事業所に設置されること。・未使用品であること。・2020年3月13日までの間に設置完了されること。
④	補助対象経費	補助対象機器の設置に係る経費（工事費等を含む）
⑤	補助金の額	設置に係る経費の1／3 ※国等の補助がある場合は、その額を除いた額
⑥	限度額	1台あたり500万円、1事業者あたり1,500万円まで。
⑦	申請期限	2020年3月6日まで

■制度の詳細については、下記ホームページをご参照ください。

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/safety/cfc/index.html>

本件は、「2020年に向けた実行プラン」に係る事業です。
「スマートシティ 政策の柱1 スマートエネルギー都市」



ショーケース

【問い合わせ先】

環境局環境改善部環境保安課 電話 03-5388-3471